第四条の七の二の見出しを「（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項第一号中「証券投資信託」を「証券投資信託等（法第九条の四の二第一項第一号に掲げる証券投資信託又は同項第二号に掲げる特定受益証券発行信託をいう。次号において同じ。）」に、「法第九条の四の二第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「証券投資信託」を「証券投資信託等」に改め、「委託者指図型投資信託約款（」を削り、「をいう。）」を「又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約」に、「後は直ちに」を「場合には、その廃止された日に」に改め、同条第四項中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第五条を削る。

第四条の九中「第九条の五の二第七項第一号」を「第九条の六第七項第一号」に改め、同条を第五条とする。

第五条の二の見出しを「（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第九条の七第一項に規定する政令で定める株式は、店頭売買登録銘柄（株式で、金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録された株式とする。

第二章第一節中第五条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

**第五条の二の二**　法第九条の八に規定する政令で定める支払の取扱者は、同条各号に掲げる配当等の支払を受ける者の当該配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限る。）をする者で財務省令で定めるものとする。

第五条の三第二項中「、第十条の六第三項及び第四項」を削る。

第五条の四第四項中「。第六項第一号において同じ」を削り、同条第五項中「第十条の二の二第一項第二号イに掲げる減価償却資産に係る同号」を「第十条の二の二第一項第二号」に、「、石油」を「、化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「及び石炭等（石炭、コークス、ガス（その原料に占める石油の割合が百分の八十を超えるものを除く。）」を削り、「次項第二号において同じ。）をいう。以下この項及び次項第一号」を「以下この項」に、「その他石油」を「その他化石燃料」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第十項第一号イ」を「第九項第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号イ中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「、第十条の六第三項及び第四項」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第五条の五第八項中「、第十条の六第三項及び第四項」を削る。

第五条の六の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「機械及び装置並びに器具及び備品で」を削り、「あつては、一台」を「あつては一台」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の四第一項に規定する政令で定める金額は、七十万円とする。

第五条の六第五項中「同号に規定する中小企業者（以下この項において「中小企業者」という。）に該当する個人については、」及び「とし、特定旅館業を営む個人で中小企業者に該当しないものについては、特定旅館業用指定設備（特定旅館業の基盤の強化に寄与するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品で当該特定旅館業の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第十四項を削り、同条第十三項第五号中「第二十条第一項」の下に「（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「児童手当法第二十条第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「この項から第十三項まで」を「この条」に、「同条第七項第一号」を「法第十条の四第七項第一号」に、「及び第十三項」を「及び第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「、第十条の六第三項及び第四項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の四第一項第五号に規定する政令で定める事業は、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業その他財務省令で定める事業とする。

第五条の七第三項中「、第十条の六第三項及び第四項」を削る。

第五条の八を次のように改める。

**第五条の八**　削除

第五条の九第一項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、「、第十条の六第三項及び第四項」を削り、同条第二項中「第十条の七第一項後段」を「第十条の六第一項後段」に改め、同条第三項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に、「、第十条の五第十項及び第十条の六第十項」を「及び第十条の五第十項」に改める。

第五条の十第二項中「回収設備その他の財務省令で定める」を「回収の用に供される」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第五条の十一第三項を削り、同条第二項中「第十一条の二第一項の表の第一号の第一欄」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条の二第一項の表の第一号の第一欄」を「第十一条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条の二第一項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う個人とする。

第五条の十一第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第五条の十三を削る。

第六条中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第六条の二を削る。

第六条の二の二第一項及び第二項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同条を第六条の二とする。

第六条の三第一項第一号イ(1)中「半島振興法」の下に「（昭和六十年法律第六十三号）」を加え、同号ロ中「第五項第二号に定める」を「次に掲げる」に、「過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定による公示の日から平成二十二年三月三十一日までの」を「次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　第五項第二号イ及びロに掲げる事業　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定による公示の日から平成二十三年三月三十一日までの期間

(2)　第五項第二号ハに掲げる事業　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間